

宮崎市競争入札参加資格審査申請要領〈建設工事〉 (令和6年度 中間年受付申請用)

令和6年度に宮崎市（上下水道局を含む。）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、本要領により宮崎市スマート申請から申請をしてください。

＜変更点＞

申請方法については、**宮崎市スマート申請（オンライン申請）**となります。

※原則、郵送や持参による受付は行いません。

※宮崎市スマート申請が利用できない場合、受付期間の延長は認めませんので、お早めに契約課までご相談ください。

1. 申請の対象者

- (1) 令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されておらず、新規に令和6年度競争入札参加資格審査申請を希望する方。
- (2) 令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されているが、新たな業種の追加登録を希望する方。
※既に令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されており、上記(2)に該当しない方は、今回の申請は不要です。

※上記(2)については、登録業種数に制限があります。

※既に登録している業種が4業種ある場合、追加登録は認められません。※

※既に登録している業種の希望順位の変更は認められません。

2. 申請者の資格要件

- (1) 希望業種について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。（総合評定値（P）を請求し、通知を受けていること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。

《参考》地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。
- (4) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

- (5) 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施していること。
- (6) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入し、保険料を完納していること。（加入義務のない者を除く。）
- (7) 雇用保険に加入し、保険料を完納していること。（加入義務のない者を除く。）
- (8) 宮崎市競争入札参加資格の認定を取り消された場合は、その取消の日から2年を経過していること。

3. 申請方法・受付期間等

- (1) 申請方法 宮崎市スマート申請



← 申請はこちらから。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>
本市ホームページのトップページからもアクセス可能です。

- (2) 受付期間 令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)

注) 上記の受付期間を過ぎた申請については受理いたしません。

- (3) 手続き 宮崎市スマート申請より、下記ア～ウの申請をすべて行ってください。
受付期間内にすべての申請を行わない場合、申請は無効となります。

全て必須

- ア. R6年度競争入札参加資格審査申請（建設工事）
※添付書類あり。詳しくは「4. 添付書類一覧」を確認ください。
- イ. 暴力団排除に関する誓約兼照会承諾
- ウ. 市税などの課税・納付状況確認同意

4. 添付書類一覧

- ・宮崎市スマート申請で添付する書類について記載しています。（主観点に関する添付書類は「5. 主観点申請について」に記載しています。）
- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請では、入力内容に応じて、自動的に必要な書類が表示されます。

No.	添付書類	備考
1	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書	・審査基準日が令和4年11月1日から令和5年10月31日のものを添付してください。
2	許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評価値請求書（様式二十五号の十四）」および「別紙三 その他の審査項目（社会性等）」	・No.1の通知書が受付期間内（令和6年2月中）に提出できない場合のみ添付が必要です。 ・この場合、通知書の写しを令和6年4月19日（金）までに郵送または持参にて契約課に提出してください。
3	資本関係又は人的関係がある者に係る申告書（共通様式1）	・資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、申告書を添付してください。 ・詳細は、別添1「資本関係又は人的関係がある者に係る申告書の記入に当たっての留意事項」をご確認ください。
4	舗装工事関係機械等調書（工事様式1）	・舗装工事の登録を希望する場合のみ添付してください。
5	商業・法人登記事項証明書（法人のみ）	・法務局で発行されます。 ・令和5年12月1日以降のものを添付してください。 ・現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。
6	建設業法第3条による許可（通知）又は証明書	・希望業種の許可が分かる通知又は証明書を添付してください。
7	営業所一覧表 【建設業許可申請様式（別紙二（2））】	・独自様式不可。 ・建設業許可申請時に提出したものを添付してください。 ・変更がある場合は、許可行政庁の受付印のある「変更届出書（様式第二十二号の二）」を併せて添付してください。
8	専任技術者一覧表 【建設業許可申請様式（別紙四）】	・独自様式不可。 ・建設業許可申請時に提出したものを添付してください。 ・変更がある場合は、受付印のある「変更届出書（様式第二十二号の二）」と「専任技術者証明書（様式第八号）」を併せて添付してください。
9	工事経歴書 【経営事項審査申請様式（様式第二号）】	・独自様式不可。 ・経営事項審査申請時に提出したものを添付してください。 ・直近の1期分のみで構いません。
10	技術職員名簿 【経営事項審査申請様式（別紙二）】	・独自様式不可。 ・経営事項審査申請時に提出したものを添付してください。
11	技術者経歴書（工事様式2）	・宮崎市内に本店を有する場合のみ添付が必要です。 ・独自様式可。
12	所轄税務署発行の納税証明書	・法人の場合 （法人税、消費税及び地方消費税）書式その3の3 ・個人の場合 （申告所得税、消費税及び地方消費税）書式その3の2 ・令和5年12月1日以降のものを添付してください。
13	個人住民税の特別徴収実施確認書（共通様式2）	・宮崎県内に事業所があり、特別徴収義務がある事業所の場合は、特別徴収を実施していることが分かる領収証等を併せて添付してください。 ・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを添付する場合は、個人情報（氏名等）が記載されている部分を除いてコピーしてください。 ・領収証等がない場合や特別徴収を実施していない（または特別徴収義務のない）場合は、当該市町村の確認印を取得してください。
14	使用印届（共通様式3）	・独自様式可。 ・入札や契約手続きにおいて使用する印鑑を届けてください。 ・年間委任状を提出する場合は添付は不要です。
15	年間委任状（共通様式4）	・独自様式可。 ・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。

5. 主観点申請について

建設工事に係る競争入札参加資格のうち、下記6業種については、等級（ランク）格付を行います。等級格付は、「客観点数」と「主観点数」の合計点である「総合点数」で判定し、資格の有効期間中は、ランクに応じて受注できる工事が異なります。

- (1) 申請対象者 令和6年度競争入札参加資格審査を申請する方のうち、宮崎市内に本店を有し、主観点数の加点を希望する方。
ただし、「1. 申請の対象者」の(2)に該当する方は、申請対象外となります。
- (2) 等級格付対象業種 土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園
- (3) 申請方法 宮崎市スマート申請の「R6年度競争入札参加資格審査申請（建設工事）」にて、主観点数の加点を「希望する」を選択し、必要事項の入力と必要書類を添付してください。

(4) 主観点項目

※①、②、⑦については、契約課にて確認を行いますので申請は不要です。

項目	点数	内容				
		成績評点	点数	成績評点	点数	
① 工事成績	50点満点	85点以上	50点	73点以上75点未満	20点	
		83点以上85点未満	45点	71点以上73点未満	15点	
		81点以上83点未満	40点	69点以上71点未満	10点	
		79点以上81点未満	35点	67点以上69点未満	5点	
		77点以上79点未満	30点	65点以上67点未満	0点	
		75点以上77点未満	25点	65点未満	△ 50点	
		※「前年度」及び「前々年度」の各年度工事成績評点平均を平均。				
② 指名停止措置の状況	減点方式	当該格付年度の前年度に指名停止を受けた者について、「指名停止期間の合計月数」に10を乗じた点数を減点する。				
③ 障がい者雇用の状況	15点	①障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用義務のある事業者で法定雇用率を達成している場合			15点	
		②同法に基づく雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合				
④ ISO等取得の状況	20点満点	①ISO14001			10点	
		②エコアクション21				
		③ISO9000s			10点	
		④みやざきエコアクション			5点	
※①と②は、両方取得していても10点。 ※④は、①又は②を取得している場合は加点しない。						
⑤ 宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の雇用の状況	15点満点	①宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合			15点	
		②宮崎市内の消防団に加入している者が所属している場合	1名	5点		
			2名以上	10点		
※①と②両方に該当する場合は、①のみを加点する。						
⑥ 若年者雇用の状況	10点満点	35歳以下の者を雇用している場合			5点	
					10点	
⑦ 防災関係業務委託の状況	20点	①宮崎市が主催する防災施策に協力した場合			5点	
		②水門委託			15点	
		③風水害等による緊急時の対応				
		④鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応				
※②③④の複数の項目に該当する場合は15点とする。						
⑧ 保護観察対象者等協力雇用主	10点	①宮崎保護観察所の協力雇用主に登録を行っている場合			5点	
		②保護観察対象者等を雇用している場合			5点	
		※①と②両方に該当する場合は、両方とも加点する。			5点	
⑨ 地域貢献活動	10点	①地域活動として宮崎市内でボランティアを行った場合（自社のみで行った場合を除く。）			5点	
		②協会等主催の社会活動に参加した場合			10点	
合計	150点					

(5) 添付書類

- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請にて、該当項目にチェックを入れることで、自動的に必要な書類が表示されます。
- ・個人情報に記載されている書類は、必ず本人の同意を得たうえで添付してください。

	No.	添付書類	備考
障がい者雇用の状況	1	「障がい者雇用の状況」報告書（主観点様式1）	・宮崎市内に本店を有しており、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務のある事業者で法定雇用率を達成している場合または障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合のみ添付してください。
	2	障害者雇用状況報告書の写し	・宮崎市内に本店を有しており、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務のある事業者で法定雇用率を達成している場合のみ添付してください。 ・令和5年6月1日現在の状況を記載し、宮崎労働局の受付印のあるものを添付してください。 ・「不足数」がある場合には加点対象となりません。
	3	①対象者の身体障害者手帳等の写し ②対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	・宮崎市内に本店を有しており、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合のみ添付してください。 ・令和6年1月31日現在で3か月以上の雇用関係が必要です。 ・代表者や役員は対象外です。
IOS等の取得状況	4	「ISO9000シリーズ」の認証登録証明書等の写し	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年1月31日現在で認証等を取得している場合のみ添付してください。 ・対象期間が分かるものを添付してください。
	5	「ISO14001」の認証登録証明書等の写し	
	6	「エコアクション21」認証登録証等の写し	
	7	「みやざきエコアクション」の認定証の写し	
宮崎市消防団協力事業所の認定・宮崎市消防団員所属の状況	8	宮崎市消防団協力事業所認定書の写し	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年1月31日現在で宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合のみ添付してください。
	9	消防団員所属状況確認（申請）書（主観点様式2）	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年1月31日現在で宮崎市消防団員が所属している場合のみ添付してください。 ・宮崎市消防局総務課にて確認が必要です。手続きは、令和6年2月1日（木）以降に行ってください。 ・雇用主（代表者）も対象です。
	10	対象者の雇用（所属）を証明できる書類	・消防団員の雇用関係（所属）を証明する書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しが必要です。 ・令和6年1月31日現在で3か月以上の雇用関係が必要です。
若年者雇用の状況	11	「若年者雇用の状況」報告書（主観点様式3）	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年1月31日現在で若年者（35歳以下）を雇用している場合のみ添付してください。
	12	対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	・令和6年1月31日現在で3か月以上の雇用関係が必要です。 ・代表者や役員は対象となりません。
保護観察対象者等協力雇用主	13	協力雇用主登録状況等確認（申請）書（主観点様式4-1）	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年1月31日現在で宮崎保護観察所に協力雇用主として登録している場合のみ添付してください。 ・雇用については、令和6年1月31日現在で3か月以上の雇用関係が必要です。 ・（主観点様式4-1）及び（主観点様式4-2）を宮崎保護観察所に提出し、（主観点様式4-1）を取得し、添付してください。
地域貢献活動	14	地域貢献活動状況報告書（主観点様式5-1）	・宮崎市内に本店を有しており、令和4年2月1日から令和6年1月31日までの期間に、地域貢献活動として宮崎市内でボランティア等を行った場合にのみ添付してください。 ・自社のみで行った活動は対象になりません。
	15	地域貢献活動状況確認申請書（主観点様式5-2）	・活動1回につき1枚添付してください。

6. 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿登載の日から次の登載基準年の登載の日の前日までとします。（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間を予定しています。）
- (2) 審査の結果、競争入札参加資格者として決定した場合は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載し、申請者に対する**当該審査の結果を宮崎市ホームページで公表**します。
注）郵送による通知はいたしませんのでご注意ください。
- (3) 有効期間中は、必ずしも指名があるとは限りませんのでご了承ください。

7. その他注意事項

- (1) 申請後に必ず「申請確認票【建設工事】」により申請漏れがないかチェックしてください。
- (2) 添付書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 添付書類は、情報公開請求の公開対象となります。
- (4) 行政書士事務所等において申請手続きを代行される場合は、申請業者のリスト（独自様式可）の作成・提出をお願いします。
申請業者のリストには、リスト内の通し番号、申請業者名、受付番号記入欄（受付時に受付番号を記入できる欄）、事務所名称、担当者名、連絡先を記載してください。
- (5) 書類の不備や提出書類において雇用保険・社会保険の加入及び完納状況が確認できない場合等は、別途契約課よりご連絡を差し上げますので、速やかに対応ください。
- (6) 資格の有効期間中は、希望順位の入れ替えは認めません。また、希望業種の追加登録についても認めません。
（ただし、希望業種が4業種未満の場合、中間年受付に限って追加登録申請を受け付けます。）

8. 問い合わせ先

- (1) 申請に関する問い合わせ先
宮崎市 総務部契約課 工事契約係
【TEL】 0985-21-1725（直通）
【FAX】 0985-23-5517
【e-mail】 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (2) 申請書添付書類の発行・交付等に関する問い合わせ先

書類の名称		問い合わせ先
納税証明書	国 税	所轄税務署へお問い合わせください。
個人住民税の特別徴収実施確認書 (共通様式2)		宮崎県内で主たる事業所のある市町村の税務担当課へお問い合わせください。 ※宮崎市内に主たる事業所がある場合は、財政部市民税課へお問い合わせください。 <u>宮崎市財政部 市民税課</u> 【TEL】0985-21-1748（直通）
消防団員雇用状況確認（申請）書 (主観点様式2)		<u>宮崎市消防局 総務課 消防団係</u> 【TEL】0985-32-4902（直通）

- (3) ホームページ
申請に関する情報等については、本市ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 業者登録・変更
⇒ 建設工事・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請・名簿

【関係要綱等の掲載場所】

トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 入札制度改革
・競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第90号）
・宮崎市建設工事競争入札参加資格事務処理要領（平成元年伺定）